

# 米国子会社の 会計・税務

## KWC パートナーズ, LLP 会計事務所

織岡 三知夫 (Michio Orioka)

KWC Partners, LLP パートナー

8年にわたり、日本の大手商社にて信用調査、経理、先物取引、海外駐在等の経験を積んだ後、当事務所に加わる。会計ソフト Quickbooks Pro の講師としても活躍。有力新聞にも多数寄稿。国際取引・税務に明るく、国際ビジネスに関して豊富な経験と知識を有している。

### 第 16 回 医療改革法 (Health Reform Law) が日系企業と駐在員に与える影響 (その 2)

今回は医療改革法のうち、2010 年より施行される内容で日系企業にも該当すると思われる概要をご説明したが、今回は 2011 年以降の改革の大きな絵を御紹介したい。詳細や実施要領については不明点が多いことから、今回の内容については対策を具体的に考えるというよりも、今後の詳細のニュースに注意していくためのガイドと考えていただきたい。

以下実施予定年度別

#### (2011 年)

1. W-2 において雇用主が提供した健康保険金額報告が義務付けられる
2. IRS の定める健保貯蓄口座 (HSA-Health

Savings Account) の用途において無処方薬が適用除外になる。また、適用除外項目で HSA の資金を用いた場合の罰金が 20% へ増額される。

3. カフェテリアプラン (IRC 125 条) に関する一部条件が緩和された簡易カフェテリアプラン (Simple Cafeteria Plan) がスタートし、小規模事業主でセーフハーバールールを適用すれば、このプランを採用し非課税の健康保険負担枠を実質的に増やすことができる。

#### (2012 年)

1. Form 1099-Misc (現状は多くの場合、個人事業主、パートナーシップへの年間 \$ 600 以上のサービス提供

に対する支払証明) の発行先を法人 (Corporation) まで拡大する。

#### (2013 年)

1. Medicare 税が \$ 200,000 (独身の場合、夫婦合算申告では \$ 250,000) 以上の納税者について現在の 1.45% から 2.35% へ増額される。
2. 上記と同レベルの高額所得者に対して投資所得への税率が 3.8% 追加される。

#### (2014 年)

1. 50 名以上の従業員の雇用主で保険を提供していない、またはしているが従業員が政府の補助金 (以下 2) を受給している場合、\$ 2,000 ~ 3,000/従業員への支払が義務付けられる。
2. 連邦貧困レベル (Federal Poverty Level) の 4 倍までの個人に対して一定の条件を満たせば、健康保険購入を目的として連邦補助金が支給される。
3. 各州政府の保険取引所 (Health Care Exchanges) 創設が義務化される。
4. 個人と扶養家族に対する最低限の健康保険加入が義務化される。

#### (2018 年)

1. 一定金額を超える高額健康保険に対する従価税 (Excise tax) 40% が実

施される。

以上の概要に関して今後詳細が詰められていくが、上記で医療改革法が単に医療保険に関する法律改正でなく、法人の会計や税務実務に深く関わっていることが御理解いただけるだろう。2011 年の W-2 での保険料負担開示は国民皆保険のベースとなる開示義務で、その後保険会社から政府への個人個人の保険ステータスの開示や個人税務申告における保険の管理 (これはマサチューセッツ州で既に実施されており今回の法案も一部同州の管理方式をモデルにしているといわれている) の前兆と考えられる。また、2012 年開始の 1099-Misc についても雇用主の管理負担は非常に大きなものとなると想像できる。

(注: 本稿は税務に関する特定の個人あるいは企業を対象としたアドバイスを目的としておりません。また本稿は納税者に賦課されたペナルティを回避することを目的としていないため、そのような目的で本稿を使用することは出来ません。)